

書誌第105号追

# 九州沿岸水路誌

追補第3

令和4年（2022）7月15日発行



海上保安庁

# 九州沿岸水路誌

## 追補第3

この追補は、令和3年3月刊行の九州沿岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和4年6月10日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和4年7月15日

海上保安庁海洋情報部

## 注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
21	第8章 海難防止、AIS導入による船舶の自動識別	
21-1	第8章 海難防止、AIS導入による船舶の自動識別	
23	第8章 海難防止、AIS導入による船舶の自動識別	
30	第10章 法規、家畜伝染病予防法	
43	倉良瀬戸、針路法	
44	大島港、港湾施設	
47	博多港、概要	
48	博多港、注意	
49	博多港、港湾施設	
50	博多港、航泊制限	
55	唐津港、目標	
59	郷ノ浦港、針路法	
89	佐世保港、入港上の注意	
90	佐世保港、水先	
92	佐世保港、立入禁止等	
96	佐世保港口～野母埼、概要	
98	寺島水道、海上交通	
99	埼玉港、海上交通	
240	平良港、港湾施設	

2 通報要領

通報の種類	通報の時期	主な通報事項
航海計画	対象海域内の港から出発したとき又は対象海域に入域したとき	船名、呼出符号等、出発港及び出発日時又は対象海域に入域した地点及び日時、目的港及び到着予定日時、予定の航路及び速力
位置通報	航海計画又は前回の位置通報から 24 時間以内	船名、呼出符号等、位置及び日時
変更通報	航海計画を変更したとき	船名、呼出符号等、航海計画の通報事項のうち変更した事項
最終通報	対象海域内の港に到着するとき又は対象海域を出域するとき	船名、呼出符号等、到着港及び到着日時又は対象海域を出域する地点及び日時

注意 (1) 航海の途中で参加を希望するときは、航海計画を通報することにより参加できる。また、航海の途中で参加を終了したいときは、最終通報を通報することにより終了することができる。

(2) 米国の船位通報制度 AMVER 参加船で JASREP への参加を希望する船舶は、AMVER 通報の Y 項目に JASREP と記入すれば、自動的に参入することができる。また、JASREP 参加船で AMVER への参加を希望する船舶は、JASREP 通報の Y 項目に AMVER と記入すれば自動的に参入することができる。

(3) 気象庁に気象通報を行っている船舶については、希望により JASREP の位置通報を省略することができる。この場合、海上保安庁では気象通報を JASREP の位置通報とみなす。

この取扱いを希望する船舶は、航海計画、変更通報及び最終通報の X 項目に「OBS」を表示すること。

3 通報の方法及び通報先

無線通信（海上保安庁の指定海岸局）、電子メール、テレックスによる通報のほか、最寄りの海上保安部署への書面の提出又は電報、電話による通報も受け付けている。

海上保安庁警備救難部管理課運用司令センター

電子メールアドレス jasrep@jcgcomm.jp

テレックス番号 72 222 5193 JMSAHQ J

4 その他 通報様式等詳細は、下記のウェブページに掲載されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/jasrep/manual.html>

AIS 導入による船舶の自動識別

AIS(Automatic Identification System : 船舶自動識別システム)とは、船舶の識別符号、船種、船名、長さ及び幅などの静的情報、位置、針路、速力、船首方位などの動的情報、仕向け港、到着予定時刻などの航行関連情報を自動的に VHF 帯電波で送受信し、船舶相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で、情報の交換を行うシステムである。

港則法施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号を掲載した。(平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)(第 10 章 法規 参照)

なお、仕向港での進路を示す記号は、~~仕向港を示す記号コード一覧表と~~、第 3 編沿岸・港湾記各適用港にも掲載した。

詳細は下記 URL を参照されたい。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokai/soshiki/toudai/navigation-safety/pdf/ri-hu.pdf>

※ 入力方法

港則法上の措置	海上交通安全法上の措置
船舶自動識別装置の目的地情報欄	船舶自動識別装置の目的地情報欄
> J P <u>  </u> <u>OOO</u> <u>  </u> <u>OO</u> / <u>OOO</u> ①            ②            ③ □: スペース	> J P <u>  </u> <u>OOO</u> / <u>OOO</u> ①            ③ □: スペース
① 目的港を示す記号 ② 港内の進路を示す記号 ③ その他経由ルート等を示す記号	① 仕向港を示す記号 ③ その他経由ルート等を示す記号

②: 第3編 沿岸・港湾記の博多港、長崎港及び那覇港の項を参照

### 港務通信

船舶は、次に掲げる事項について、港長と連絡を行うことができる。

5 港長と連絡を行うことができる港は、博多港、厳原港、佐世保港、鹿児島港、名瀬港及び那覇港である（昭和44年海上保安庁告示第205号「船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示」）。

1 入港に関すること。

- (1) 船舶の名称
- (2) 船舶の総トン数及び入港時の最大喫水
- 10 (3) 仕出港及びその出港年月日
- (4) 着港予定日時（港の境界付近に達する予定日時とする。）
- (5) 入港目的
- (6) その他特に入港する際に通報を必要とする事項

15 2 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係わる入港又は出港をしようとするときの届出に関すること。

3 錨地の指定に関すること。

4 海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合に移動したときの届出に関すること。

5 航行管制に関すること。

6 危険物積載船に対する指揮に関すること。

20 7 港内又は港の境界付近において発生した海難に関する危険防止のための措置の報告に関すること。

8 航路障害物の発見及び航路標識の異常の届出に関すること。

9 検疫法第6条の規定に基づく通報並びに植物防疫法第8条並びに家畜伝染病予防法第40条及び第41条の規定に基づく検査等に係わる通報に関すること。

25 港湾管理者と入出港に必要な港務通信（バース指定、ひき船、給水、綱取り、水先人の手配確認等）を行うことができる港は、博多港、松浦港である。

これらの具体的な通信方法については、第3編「沿岸・港湾記」の各港に記載してある。

国貿易船の入港又は出港が許されている港（開港）が定められている。

外国貿易船は税関長の許可を受けた場合を除き、不開港に出入りできない。

**検疫法** 日本国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内への侵入防止等を目的とし、原則として日本の港に入港する、外国から来航した全ての船舶に適用される。

- 5 検疫を受けようとする船舶の長は、当該船舶が検疫港に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港に置かれている検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）の長に、検疫感染症の患者又は死者の有無その他厚生労働省で定める事項を通報しなければならない。

**【通報事項】**

- 10 ① 船舶の名称  
② 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日  
③ 乗組員及び乗客の数  
④ 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数  
⑤ 検疫区域に到着する予定日時

15 船舶の検疫方法は、検疫官が指定された海域にある検疫区域で船舶に乗り込む「臨船検疫」、荒天などにより指定した場所で船舶に乗り込む「着岸検疫」及び検疫官が乗船せずに船舶からの事前情報に基づき審査する「無線検疫」がある。

同法施行令で検疫の行われる検疫港が定められている。

**出入国管理及び難民認定法** 日本に入国し、又は日本から出国する全ての人の出入国の公正な管理及び難民の認定手続等について定めている。

- 20 同法施行規則で外国人が出入国すべき港又は飛行場（出入国港）が定められている。

**家畜伝染病予防法** 家畜の伝染性疾病（**寄生虫病を含む。**）の発生の予防及びまん延を防止し、畜産の振興を図ることを目的としている。指定検疫物は、同法施行規則で指定する港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

25 **植物防疫法** 輸出入植物等を検疫し、植物に有害な動植物の駆除及びそのまん延を防止し、農業生産の安全等を図ることを目的としている。

植物及び輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、同法施行規則で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
公共岸壁	33° 53.8' N 130° 39.4' E	延長420	3~5	-	

補給 清水の補給ができる。

5 倉良瀬戸 (33° 53' N 130° 28' E) (海図 W1239、W1228)

概要 関門海峡～福岡湾口間のほぼ中央にある狭水道で小型船の通航が多く、また、同瀬戸内には多数の陰礁があるので注意を要する。同瀬戸南東側の神湊《コウノミナト》浦の北東端に鐘崎漁港及び南西端に神湊漁港がある。

同瀬戸西側の大島は、沖合を航行する船舶にとっても好目標である。

10 潮流 上げ(下げ)潮流は、南南西(北北東)方へ流れ、最強流速は上げ1.6kn、下げ1.2knである。

目標

地物名	概位	備考
鐘ノ岬	33° 53.4' N 130° 31.5' E	岬端が北西方へ突出し、円形の孤立した山となっている。
湯川山	33° 52.2' N 130° 33.2' E	高さ471m、山頂に無線柱がある。
大島	33° 54.2' N 130° 25.4' E	御嶽(高さ215m)は晴天のときには、約30Mの沖合から認められる。北西端に灯台がある。
勝島	33° 51.7' N 130° 28.3' E	高さ98m、島の周囲は石浜となっている。

針路法(第9図参照) オノマ瀬灯浮標(33° 53.7' N 130° 27.5' E)と一ノ瀬灯浮標(33° 53.0' N 130° 27.9' E)との間が主水道で、地ノ島南端と南方の九州本島(鐘ノ岬)との間は礁脈が続き通航はできない。大島の北西角付近では、風と潮が逆になると三角波が起こる。倉良瀬戸は通航船が多く、また、針路を横切

15 切る潮流があるので十分注意することが必要である。  
倉良瀬戸を通航する漁船や小型船は、針路030°(210°)で倉良瀬(33° 55.2' N 130° 28.6' E、灯台がある)～地ノ島間及びオノマ瀬灯浮標～一ノ瀬灯浮標間を直航するものもあるが、一般的には次の針路法がよい(倉良瀬～地ノ島間は通航しない方がよい)。

西航時

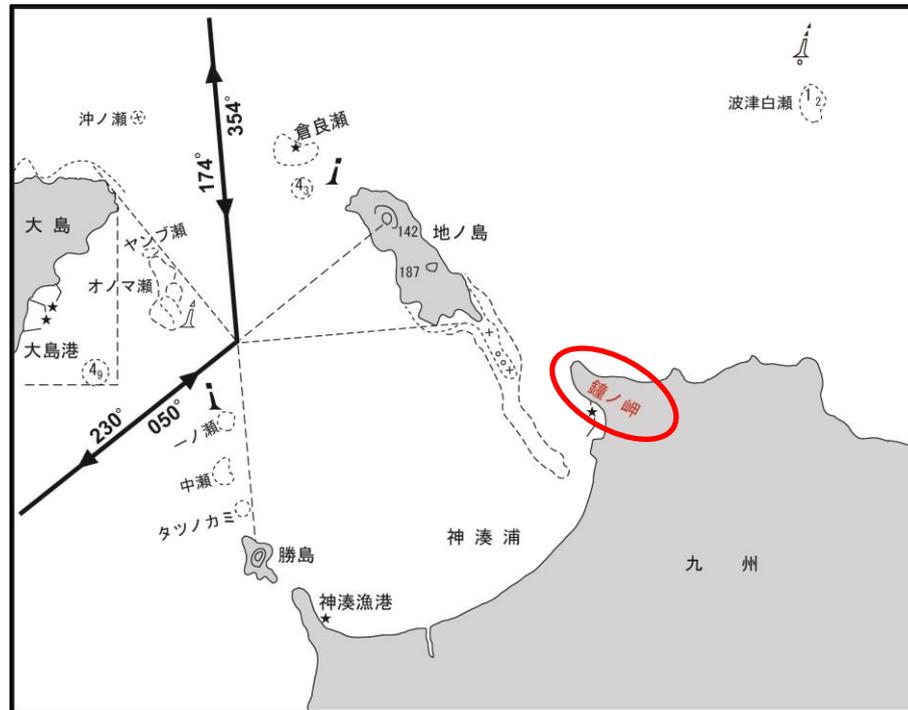
- 20 1 波津白瀬(33° 55.6' N 130° 33.8' E、水深1.2m)に注意して倉良瀬の北西方に至る。
- 2 倉良瀬をかわしたならば、針路174°で勝島に向首し、倉良瀬～沖ノ瀬(暗岩、33° 55.4' N 130° 27.0' E)間の中央を航行する。
- 3 地ノ島の南西端(33° 53.8' N 130° 29.9' E)を正横に見て針路230°に変針し、オノマ瀬灯浮標と一ノ瀬灯浮標との間のほぼ中央を通過する。

25 東航時

- 1 針路050°で地ノ島の高さ142mの山に向首して進むと、前記2灯浮標間のほぼ中央を通過する。
- 2 大島の東端を正横に見て針路354°に変針して進むと、沖ノ瀬～倉良瀬間の中央を通過する。

参考 大島港～神湊漁港間に瀬戸を横断する定期旅客船便が運航している。

第9図 倉良瀬戸針路法図



5 大島港 (33° 54' N 130° 26' E) (海図 W1239) (JP OSS)

**港種** 港則法適用港、避難港

**概要** 大島の東岸にあつて、港域内に**大島漁港**があり、北西季節風時の小型船の好避泊地となっている。ただし、南東風が強くと波浪が高くなり、また、北寄りの風が強吹すると倉良瀬戸を通り抜ける風浪やうねりが港内に入ることがある。

10 **目標** 筑前大島港避難港北防波堤灯台 (33° 53.7' N 130° 26.2' E) の北西方約 400mの著屋 (33° 53.8' N 130° 25.9' E) は、港に接近するときの好目標である。

**錨地** 防波堤外の水深 6~7mの所は、水深 4.9mの中州 (33° 53.3' N 130° 26.7' E) に注意すれば錨地によい。

15 **港湾施設** 避難港北防波堤及び同南防波堤上には多数の係船ビットがあり、避難船舶は船尾着けする。大島漁港では、-3m岸壁 (長さ約 150m) 及び漁船だまりがある。

**補給** 清水、燃料油は少量ならば補給できる。

**注意** 避難港南防波堤の北側には、はえ縄などの多数の漁具が設置されている。また、港内南部には養殖施設がある。

**海上交通** 神湊漁港との間に定期旅客船便 (87 t) 及びフェリー便 (198 t) がある。

(水深8.5m)及び志賀島間に大曾根があり、これらの避険線になる。

**博多港** (33° 38′ N 130° 22′ E) (海図W190、W1227) (JP HKT)



5

第1区

(2019年11月撮影)



第2区、第3区

(2019年11月撮影)

**港種** 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港、国際拠点港湾

10

**概要** 九州北岸の中央部付近にある福岡湾の大半を港域とする港で、港域はさらに第1区～第4区の4港区及び2航路に分かれている。

なお、第1区南西部に**博多漁港**が、第4区西岸の瑞梅寺《ズイバイジ》川河口に**浜崎今津漁港**がある。

港口は能古島の南、北両側にあり、北側が主な港口でその水深は14～20mあり、内方に向かってしだいに水深が浅くなっている。港内中央部では航路を除き水深7m前後の所が多い。

15

~~また、近年、韓国や中国の各港から入港するクルーズ客船が急増している。(2017年の入港隻数326隻)~~

**目標**

地物名	概位	備考
端島〔波島〕	33° 38.6′ N 130° 20.2′ E	南西端に灯台がある。
昆沙門山	33° 36.6′ N 130° 16.0′ E	高さ177m
博多ポートタワー	33° 36.3′ N 130° 23.9′ E	高さ102m、赤白塗
福岡タワー	33° 35.6′ N 130° 21.1′ E	高さ238m、紺色、顕著

**針路法** 巡視船（約 1,000 t）は、玄界島の北北東方沖合から毘沙門山々頂を船首目標にして針路 173° で進み、志賀島の叶ノ鼻を 090° に見て、針路 109° に変針して中央航路西口に向かう。

内港入口から各係留地に至る針路法は、次のとおりである。

- 1 中央ふ頭西側及び須崎ふ頭東側に至るには、東、西両防波堤のほぼ中間から博多ふ頭上の博多ポートタワーに向首して入港する。
- 2 箱崎ふ頭に至るには、東浜ふ頭の北東角（33° 37.1′ N 130° 24.1′ E）を見て航進し、東浜ふ頭の沖に至ったならば適宜の針路で目的の係留地に向かう。
- 3 荒津石油センター（33° 36.1′ N 130° 22.7′ E）に至るには、須崎ふ頭の北西沖を通航し、石油センター北東角にあるタンク群に向首して、入港する。

**法定航路** 端島の南南西方約 0.3Mから東、西防波堤間を通過して第1区内に至る幅 300~400m、長さ約 2.9Mの中央航路があり、12~14mに掘下げられている。また、航路入口の東南東方約 0.6Mから分岐して東北東方のアイランドシティ岸壁及び香椎パークポート岸壁に至る水深 14m、幅約 400m、長さ約 1.9Mの東航路がある。これらの航路は灯標等で表示されている。

**水路** 能古島南側の水路は 5m等深線間の最小水路幅が約 350m、最小水深は 4.5mであり、能古島の南東側に水路の北側を表示する灯浮標がある。

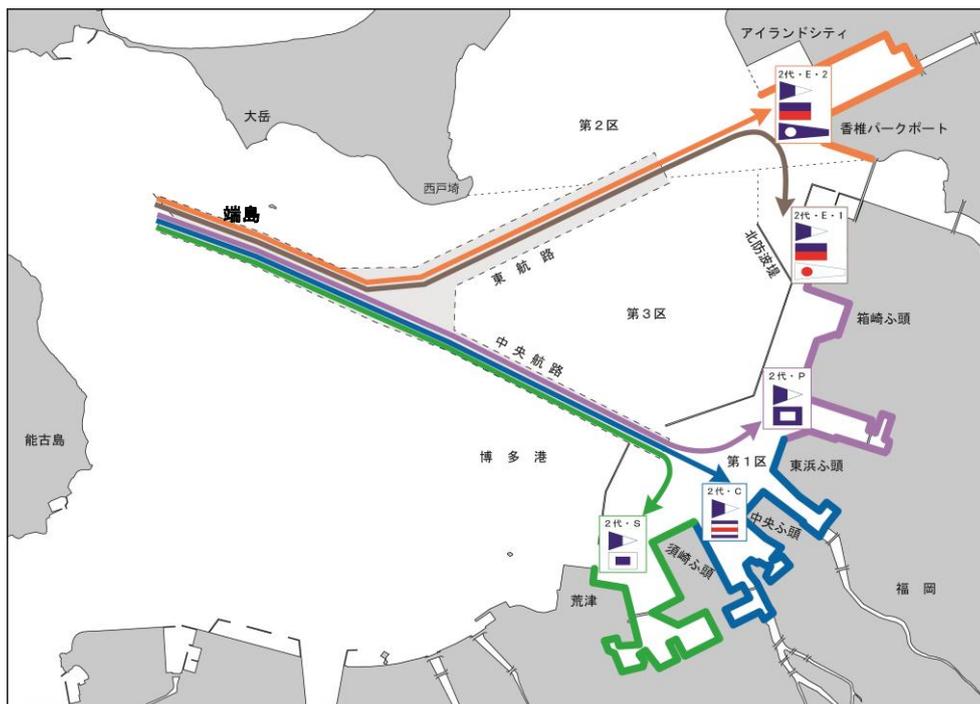
**注意** 博多港鶴来島北灯浮標から鶴来島を経由して、陸岸まで結ぶ線上には礁脈があり、小型船でも通航できない。

**港則**

特定航法	港則法施行規則 第44条	博多港において、中央航路を航行する船舶と東航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、東航路を航行する船舶は、中央航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。
------	-----------------	---

20

**進路表示信号（平成7年海上保安庁告示 第35号）**



進路表示信号(平成7年海上保安庁告示第35号)及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号(平成22年海上保安庁告示第94号)	信号	目的地に関する記号	信文
	2代・C	C	第1区東浜ふ頭4岸から須崎ふ頭4岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
	2代・P	P	第1区箱崎ふ頭から東浜ふ頭5岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
	2代・S	S	第1区須崎ふ頭北護岸から西公園下防波堤に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
	2代・E・1	E 1	北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過し、第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・E・2	E 2	第2区の係留施設に向かって航行する。	

港湾施設

名称		概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
アイランドシティ	1号岸壁	33° 39.6' N 130° 24.9' E	220	6.5	5,000×1	
	2号岸壁	33° 39.7' N 130° 24.8' E	155	6.5	5,000×1	
	3・4号岸壁	33° 39.6' N 130° 24.7' E	230	7.5	5,000×1	
	5号岸壁	33° 39.6' N 130° 24.5' E	190	10.5	18,000×1	
	6号岸壁	33° 39.5' N 130° 24.4' E	330	13.5~14	50,000×1	コンテナクレーン
	7号岸壁	33° 39.4' N 130° 24.2' E	350	13.5~15	60,000×1	コンテナクレーン
	8号岸壁	33° 39.3' N 130° 24.0' E	210	13.5~15	60,000×1	コンテナクレーン
香椎パークポート	1~3号岸壁	33° 38.9' N 130° 24.6' E	390	6	10,000×3	
	4号岸壁	33° 39.2' N 130° 24.4' E	300	11.5~12.5	40,000×1	コンテナクレーン
	5号岸壁	33° 39.2' N 130° 24.6' E	300	12~13	40,000×1	コンテナクレーン
	6号岸壁	33° 39.3' N 130° 24.7' E	190	10	15,000×1	
	7~9号岸壁	33° 39.4' N 130° 24.8' E	390	6~7.5	5,000×3	
箱崎ふ頭	1~3号岸壁	33° 37.3' N 130° 24.6' E	390	6.5~7	5,000×3	
	4号岸壁	33° 37.3' N 130° 24.4' E	185	10	15,000×1	
	5号岸壁		270	10.5~12	30,000×1	先端にドルフィンがある。
	6~10号岸壁	33° 37.6' N 130° 24.3' E	650	7	5,000×5	
	11号岸壁	33° 37.8' N 130° 24.4' E	230	7.5	5,000×1	
	12・13号岸壁	33° 38.0' N 130° 24.4' E	480	12	30,000×2	アンローダークレーン2基
	材木岸壁	33° 38.4' N 130° 24.4' E	360	10	15,000×2	
東浜ふ頭	1号岸壁	33° 36.7' N 130° 24.2' E	200	4	700×3	
	2号岸壁		80	3~4	2,000×1	
	3号岸壁	33° 36.8' N 130° 24.1' E	430	2~4	2,000×4	
	4号岸壁	33° 37.0' N 130° 24.0' E	390	7.5	5,000×3	
	5号岸壁	33° 37.1' N 130° 24.2' E	310	7.5	5,000×2	
中央ふ頭	3号岸壁	33° 36.4' N 130° 24.0' E	130	7	5,000×1	
	4号岸壁	33° 36.5' N 130° 23.9' E	220	8	15,000×1	
	5・6号岸壁	33° 36.6' N 130° 23.8' E	599	10~10.5	15,000×2	先端にドルフィンがある。

	第7・8号岸壁	33° 36.7' N 130° 23.8' E	360	3~5.5	2,000×4	
	第9~11号岸壁	33° 36.7' N 130° 24.1' E	390	6~7	5,000×3	
	第12号岸壁	33° 36.6' N 130° 24.2' E	161	5.5	3,500×1	
	博多ふ頭2号岸壁	33° 36.3' N 130° 23.9' E	105	5	2,000×1	
	博多ふ頭3号岸壁		147	6~7.5	5,000×1	定期船用、
須崎ふ頭	1号岸壁	33° 36.4' N 130° 23.5' E	130	5~7.5	5,000×1	
	第2~4号岸壁		553	12	30,000×2	アンローダークレーン3基
	第5・6号岸壁	33° 36.3' N 130° 23.2' E	260	7	5,000×2	
	第7~10号岸壁		450	4~5.5	2,000×5	
	長浜1号岸壁	33° 36.0' N 130° 23.4' E	360	3~5.5	2,000×4	
	長浜2号岸壁	33° 35.9' N 130° 23.6' E	360	4~6	2,000×4	

上記表の他に、防波堤内には箱崎、東浜、長浜及び福岡の4船だまりがあり、小型船及び漁船の係船に利用されている。

5 **最大入港船舶** 2019年6月15日、旅客船スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(169,379t、喫水8.8m)が中央ふ頭5号岸壁に着岸した。

**航泊制限** 引火性危険物積載タンカーの引火による事故を防止するため、一般船舶は港内に停泊中の同タンカー(タンク船も含む)から30m(LPG船は50m)以内の海域に立ち入ることが禁止されている。同タンカーは、港内停泊中、**夜間においても容易に視認しうる**「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。

## 通信

10 **港長** 船舶と港長との間で、「もじほあん」を介しVHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
もじほあん MOJI COAST GUARD RADIO	16/12ch	常時	福岡海上保安部	

**港湾管理者** 船舶と港湾管理者との間で、VHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
はかたポートラジオ	16/11, 12ch	常時	092-272-0577	東洋信号通信社受託局

**水先** 博多水先区水先人会に要請する。(第1編総記第6章水先参照)

**係船浮標** 長浜船だまり西部に1個の係船浮標がある。

15 **錨泊禁止** 西防波堤南部の内港入口から荒津大橋に至る海域は、福岡、長浜各船だまりに出入りする船舶の航路を確保するため、錨泊が禁止されている。

**錨地** 主に、第3区に錨泊するよう指導されている。北寄りの風の強いときは船舶の喫水に応じて志賀島や西戸《サイト》埼(33° 38.7' N 130° 21.7' E)の南西方に、西寄りの風の強いときは能古島の東側に錨泊するほうがよい。長浜船だまりは、どの方向の風に対しても比較的安全である。

検疫錨地は、能古島の東部に指定されている。

20 **架橋** 第1区南西部の博多漁港入口を横断する荒津大橋(高さ約38m)がある。

の強吹時には利用できないが、北寄りの風のときは錨地となる。

**気象** 春季は北東及び北寄りの風が強吹して、うねりが入ることが多い。

**目標**

地物名	概位	備考
姫島	33° 34.4' N 130° 02.9' E	高さ 187m
配埼	33° 30.9' N 130° 06.0' E	高さ 44mの頂がある。入港時の目標
城山	33° 32.5' N 130° 09.5' E	高さ 123m、入港時の目標

**針路法** 唐津湾から加布里港への針路法は第 11 図参照。

5 **錨地** 鷺ノ首 (33° 32.8' N 130° 07.0' E) と立石埼 (33° 32.9' N 130° 08.5' E) とを結ぶ線の南側で、水深 7~9m、底質泥砂の所がよい。

**注意** 沿岸部には、牡蠣筏が多く設置されている。

10 **唐津港** (33° 28' N 129° 58' E) (海図W1229) (JP KAR)



(2019年9月撮影)

**港種** 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港、重要港湾

15 **概要** 唐津湾の南西隅にある港で、港域内西岸に唐房《トウボウ》漁港、東部の高島の南側に高島漁港がある。

大島の東側を東港、西側を西港と呼んでいる。東港は、唐津~壱岐間のフェリー発着場及びヨットハーバー等の施設がある。西港は在来からの港で、主として中、小型船及び漁船が利用しており、大島西側には、ENEOS グローブガスターミナルがある。

20 **目標**

地物名	概位	備考
大島	33° 28.7' N 129° 57.8' E	高さ 176m、北西岸に 4 タンクがある。
唐津城	33° 27.2' N 129° 58.7' E	5 層の天守閣があり、夜間 (2200 まで) 照明する。
<del>2 煙突</del>	<del>33° 27.9' N 129° 57.7' E</del>	高さ各 183m、青白塗

目標

地物名	概位	備考
原島	33° 43.4' N 129° 39.0' E	高さ31m、平で低い島
細埼	33° 43.7' N 129° 40.6' E	同埼北西至近に高さ16mの通称まんじゅう島がある。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
鎌崎岸壁(-5.5m)	33° 44.2' N 129° 40.8' E	270	5.5	2,000×3	
郷ノ浦岸壁(C)	33° 44.6' N 129° 41.2' E	90	6.5~8	1,000×1	
郷ノ浦港岸壁(-7.5m)	33° 44.8' N 129° 40.7' E	220	7	15,000×1	
宇土岸壁(-5m)	33° 45.4' N 129° 40.1' E	160	3.5~4.5	1,600×2	

針路法 (第12図参照)

南西方から入港する場合

- 5 1 郷ノ浦港北防波堤灯台 (33° 44.5' N 129° 41.0' E) と細埼端との一線 (020°) を進む。
- 2 原島南端を正横に見たならば針路を 000° に変針して、壱岐大首根灯浮標 (33° 43.3' N 129° 40.4' E) とモッタロー瀬間 (33° 43.3' N 129° 39.6' E) を通航する。
- 3 細埼端と原島北端とを一線に見たならば徐々に右に変針し、適宜港口に向かう。

東方から入港する場合

- 10 1 海豚鼻 (33° 42.3' N 129° 43.0' E) の南方約2Mの地点から壱岐大島港東防波堤灯台 (33° 44.2' N 129° 38.5' E) と原島の北東端との一線 (317°) 上を進む。
- 2 小机島 (33° 42.7' N 129° 39.0' E) を 270° に見る地点で針路 000° に変針し、壱岐大首根灯浮標とモッタロー瀬間を通航する。
- 3 以後は上記3 (南西方から入港する場合) に同じ。

15 **最大入港船舶** 2015年7月11日、客船 ぱしふいっくびいなす (26,594t) が郷ノ浦港岸壁 (-7.5m) に着岸した。

**気象** 年間を通じて北東の風が最も強く、北西の風がこれに次いでいる。

**海象** 港内は海流、潮流の影響は少ないが、外港の外側付近では注意が必要である。

20 **注意** 蟬蛾《ジョウガ》ノ瀬戸 (33° 44.8' N 129° 38.8' E) は、郷ノ浦港から壱岐西岸の諸港湾及び対馬方面へ至る近道として、地元漁船や小型船のみが利用してきたが、近年離島振興対策に伴う経済交通の活発化から関門港・博多港より郷ノ浦港を経て対馬に至る貨物船、旅客船及びフェリーなどの主要航路として航行船舶が年々増加している。しかし、北口には東方に大《ウー》瀬 (灯台がある)、南南西方にフノリ瀬 (灯標がある)、また、南口には大島側から瀬戸の中央部まで延びる礁脈と浅水地、原島北端から北方へ突出する岩棚及び大島南側の礁脈などがある。この航路は開発保全航路に指定されている。

**針路法** 南方から入港する際は浮瀬 (33° 08.8' N 129° 37.3' E、高さ 16m) の東方を、西方から入港する際は浮瀬～滝瀬灯浮標 (33° 09.1' N 129° 36.5' E) 間を通航して港界線付近に至り、笠松鼻 (33° 10.8' N 129° 38.6' E) 付近の防波堤 (北西端に灯台がある) の北側から相浦港第 3 号灯浮標 (33° 11.2' N 129° 38.8' E)、相浦港第 4 号灯浮標 (33° 11.1' N 129° 38.9' E) の間を通航して一貫島 (33° 11.3' N 129° 39.0' E) 南方の浅瀬を航過してから変針して所要の岸壁に向かう。

**補給** 清水及び燃料油の補給ができる。

**佐世保港** (33° 07' N 129° 43' E) (海図W1232、W1233) (JP SSB)



(2019年9月撮影)

**港種** 特定港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港、重要港湾

10 **概要** 九州西岸の北部にある地形に恵まれた天然の良港である。港内は、第 1 区～第 3 区の 3 港区及び航路に分かれている。

**入港上の注意** 港内には、~~一~~ 險礁及び沈船があ【り、】海岸線付近各所に養殖施設がある。また、定期フェリー便及び定期高速船が出入港する。

目標

地物名	概位	備考
高後埼	33° 06.1' N 129° 40.0' E	埼上に灯台及び信号所がある。
金比羅山	33° 05.9' N 129° 40.7' E	高さ 100m
高島	33° 08.0' N 129° 45.2' E	高さ 128m、おわん形の島
将冠《ショウカン》岳	33° 11.8' N 129° 42.2' E	高さ 445m
無線塔	33° 09.7' N 129° 42.7' E	赤白塗

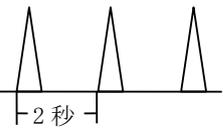
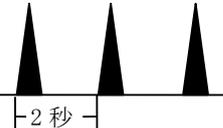
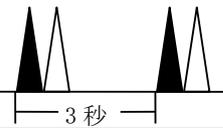
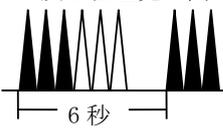
港則

航行に関する注意 (港則法施行規則第46条)	1 総トン数500t以上の船舶は、金比羅山山頂(110m)から高崎鼻まで引いた線以西の航路(以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
---------------------------	--

**航路** 航路は港口から港内の中央部に至る長さ2.5M、幅は約400~500mで、灯浮標2基と灯標3基(灯火は同期化されている)で表示され、水深も約20~50mある。

**針路法** 港口通過後は大崎山(33° 07.1' N 129° 45.0' E、高さ184m)を船首目標として、航路内を通航して庵碕(33° 07.0' N 129° 42.7' E)東方付近に至り、針路352°で将冠岳に向けて港奥に進む。

**管制信号** 高後碕信号所(33° 06' 11" N 129° 40' 01" E)において、航行管制を行っている。佐世保水路における航行管制信号は、次表のとおりである。

佐世保水路		信号の意味	
閃光式(昼夜間)			
毎2秒に白色光1閃 	入航信号	入航船は、入航可 総トン数500t以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数500t未満の出航船は、出航可	
毎2秒に赤色光1閃 	出航信号	出航船は、出航可 総トン数500t以上の入航船は、港域外において出航船の進路を避けて待機 総トン数500t未満の入航船は、入航可	
毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	自由信号	総トン数500t以上の入航船は、港域外においては出航船の進路を避けて待機 総トン数500t以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数500t未満の入出航船は、入出航可	
毎6秒に赤色光3閃及び白色光3閃 	禁止信号	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航禁止	

**水先** 佐世保水先区水先人会に要請する。(第1編総記第6章水先参照)。同水先人会では、原則として以下の水先引受基準がある。

- 1 風速が12m/s以上の強風のとき、及び視程が1M未満の視界制限状態のときは、水先業務を引受けない。
  - 2 係留場所、航路及び水路における余裕水深は、当該船舶の喫水の10%とする。
  - 3 入出港時の最大喫水は、潮高の如何にかかわらず、海図の水深を超えない。
- この他に種々な基準があるので問合わせが必要である。

**通信** 船舶と港長との間で無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数（呼出応答/通信）	運用時間	連絡先
もじほあん MOJI COAST GUARD RADIO	16/12ch	常時	佐世保海上保安部

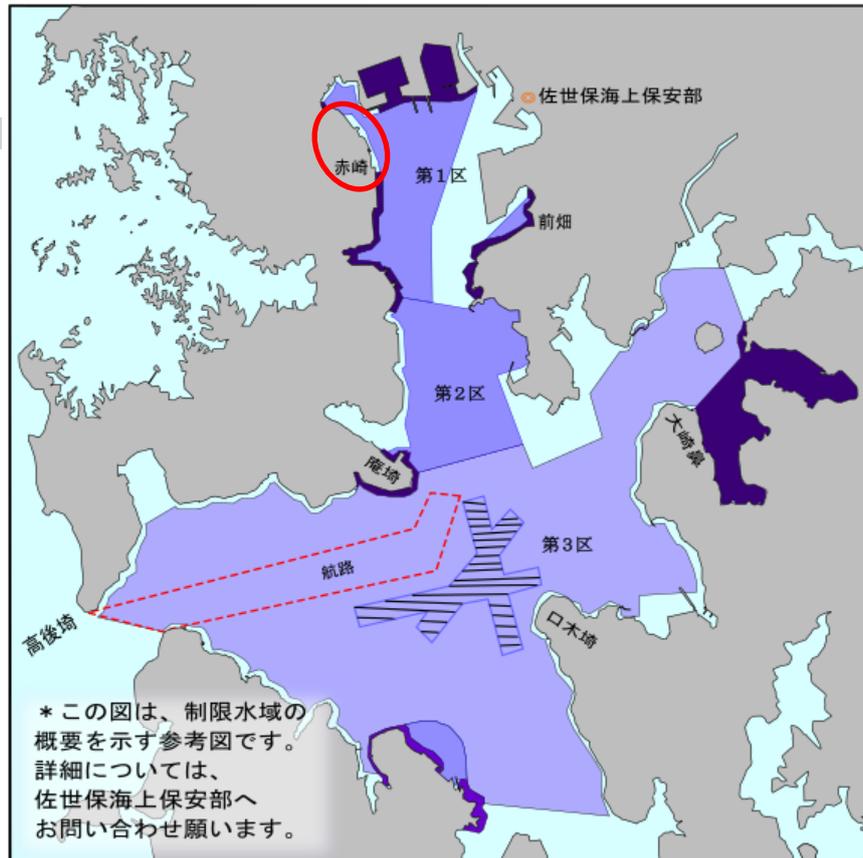
**係船浮標** 港内には多数の係船浮標があるが、米軍及び自衛隊の専用である。

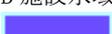
**海底磁気測定器設置区域** 第2区大森鼻の西北西方約0.6Mに海底磁気測定器設置区域（西側至近に灯付白塗浮標がある）がある。

5 **立入禁止等** 米軍施設制限水域が設けられている。制限水域は4種類に区分され、それぞれに禁止事項が定められている（第16図参照）。

**第16図 佐世保港米軍施設制限水域図**

【A 施設水域の変更】



施設 水域名	禁止事項（許可取得を要す）	施設 水域名	禁止事項（許可取得を要す）
A 施設水域 	立入り	C 施設水域 	1. 潜水、サルベージのための立入り 2. 合衆国軍管理船舶及び水上機から100メートル以内の立入り
B 施設水域 	1. 漁ろうのための立入り 2. 潜水、サルベージのための立入り 3. 停留のための立入り 4. 合衆国軍管理船舶及び水上機から100メートル以内の立入り	D 施設水域 	1. 潜水、サルベージのための立入り 2. 投錨のための立入り 3. 昼間漁ろうのための立入り 4. 水域が水上機により使用されているときの立入り

市場物揚場がある。

**錨地** 川棚川河口の南方、水深10m前後で底質泥の所に錨地が得られる。

## 5 大村港 (32° 55′ N 129° 56′ E) (海図W1231) (JP OMJ)

**港種** 港則法適用港

**概要** 大村湾南東部にある。港内は水深が浅く、港湾施設は小規模のものが3か所にある。大村港の北西に長崎空港があり、空港に連絡する箕島大橋(長さ約970m)がある。

10 **港湾施設** 市街の前面、内田川河口(32° 54.2′ N 129° 57.4′ E)南側の小突堤に定期船が発着し、その北方約150mの小突堤先端に50t程度の船舶が着岸する。内田川河口の北西方約0.7Mに馬場先突堤があり、その突堤基部南側に4m物揚場(長さ90m)がある。港内北部に海上自衛隊専用の2船だまりがある。

**航行上の注意** 長崎空港の北方に水上機発着場があり、その区域は数個の灯付浮標で表示されている。

## 佐世保港口～野母崎 (海図W198、W203、W213)

15 **概要** **大立島**(33° 01.1′ N 129° 26.1′ E)は2円頂(高さ77m)を有する小島で、西方頂に灯台がある。~~また、照射灯が西方の礁脈を照らしている。~~この島と西方約3.7Mにある江ノ島との間は、九州沿岸を南北に通航する主航路となっている。

小立島は大立島の南東方約1Mにある円すい形の島で、周囲に干出岩及び水深6m前後の礁が点在している。

20 **御床《ミトコ》島**(33° 00.5′ N 129° 32.3′ E)周囲には礁脈が張出し、西端付近では大潮期に激潮を生じる。この島の西方に灯台及び照射灯があり、照射灯が西方の脈礁を照らしている。

**江ノ島**(33° 00.6′ N 129° 21.0′ E)の南、北両側及び西方の平島との間にある水道には多数の陰礁があり、通航しないほうがよい。

**針路法**(第18図参照)

25 遠方からは時として長崎港口を発見しにくいことがあるが、港口南側にある**香焼《コウヤギ》島**にある造船所の門型クレーン(赤白塗)が遠望顕著で、港口を知る好目標となる。

南方から近づく船舶は野母崎～伊王島間の陰礁に注意を要し、航路から変針して伊王島北方へ向首する際には、伊王島灯台(32° 42.9′ N 129° 45.7′ E)を030°に見る線を航過した後でなければ向首してはならない。

### 30 北方からの入港

1 針路154°で南下して来る船舶は、大墓島《オオヒキシマ》大瀬灯台(32° 52.7′ N 129° 32.6′ E)正横(約2.9M)で針路118°に変針して、長崎半島中部にある熊ヶ峰(32° 41.2′ N 129° 52.6′ E、高さ569m)に向首する。

2 伊王島灯台の北方約1.4Mの地点で針路133°に変針して、香焼島の高岳(32° 41.7′ N 129° 48.9′

**避険線** 伊王島灯台 (32° 42.9′ N 129° 45.7′ E) を030° に見る線は三ツ瀬 (32° 36.9′ N 129° 42.3′ E、高さ22m) の北西方約0.5Mを通り、同灯台の灯光を040° 以上に保って航行すれば、諸険礁の西方を安全に航過できる。(第18図参照)

5

### 寺島水道 (33° 02′ N 129° 39′ E) (海図W204、W1235)

**概要** 西彼杵《ニシソノギ》半島西岸～端ノ島 (33° 03.6′ N 129° 38.8′ E)、寺島間にある水道で、寺島東端の赤埼と対岸にある呼子ノ鼻との間が最も狭く、幅は約800mあるが、中央に呼子曾根 (33° 02.1′ N 129° 38.6′ E、水深6.4m) がある。小型船の通航が多い。

10

#### 目標

地物名	概位	備考
遠見岳	33° 03.7′ N 129° 37.9′ E	高さ100m、西南西約200mにある2鉄塔がある。
百合岳	33° 02.6′ N 129° 36.6′ E	高さ194m
兜島	33° 00.8′ N 129° 37.8′ E	高さ16m、円頂岩で灯台がある。
高帆山	32° 59.0′ N 129° 38.2′ E	高さ232m、鋭頂で顕著

**潮流** 最狭部付近では、上げ(下げ)潮流は北(南)方へ流れ、最強流速は上げ、下げともに3.3knである。

**架橋** 寺島～呼子ノ鼻間に大島大橋(高さ約32m)がある。

**航行上の注意** 寺島の西側と大島東岸との間にある狭水道は険礁が広がり一般船舶の通航は困難で、狭水道を横断する架空線(高さ約33m)及び架橋(寺島大橋、高さ15m)がある。

大島と蛸ノ浦島の南方海域は、冬季北西風の強風時の避泊地になるが、寺島北西岸、大島南岸の浜沿いに養殖施設があるので注意が必要である。

**海上交通** 佐世保港～肥前大島港間等に定期【高速船】便がある。

20

### 肥前大島港 (33° 03′ N 129° 38′ E) (海図W1235)

**概要** 寺島水道西岸の大島東岸にある港で、セメント船や定期船が出入航している。

#### 目標

地物名	概位	備考
門型クレーン	33° 03.0′ N 129° 37.9′ E	赤白塗、大島造船所構内
鉄塔	33° 02.4′ N 129° 38.1′ E	赤白塗、高さ168m

**針路法** 巡視艇(26t)は、端ノ島(33° 03.6′ N 129° 38.8′ E)と中ノ曾根灯浮標(33° 03.3′ N 129° 38.8′ E)との中央を通り、大島造船所の寺島岸壁北東角(33° 03.1′ N 129° 38.1′ E)付近に向首し、同岸壁角から距岸約0.2Mの所で、寺島大橋(33° 02.2′ N 129° 37.7′ E、高さ15m、赤塗、アー

25

子橋)の中央を船首目標として針路208°に変針し港口に接近する。

沖ノ曾根(33° 03.4' N 129° 38.6' E、干出0.6m)は水路に近いので注意を要する。

**架空線** 港内の南西部に架空線(33° 02.6' N 129° 37.5' E、高さ39m)が、また、寺島と大島間に架空線(高さ約33m)がある。

5 **架橋** 大島と寺島を結ぶ寺島大橋(高さ15m)がある。

**港湾施設** 港奥南岸に500t以下の船舶が着岸できる旧石炭積出岸壁及び、港奥西岸の導標(33° 02.7' N 129° 37.4' E)前面に町営の栈橋があり、旅客船及びカーフェリーが着岸する。

港の北部の埋立地に大島造船所の建造用ドック(建造能力80,000t)及び専用岸壁がある。

**引船** 引船がある。

10 **海上交通** 佐世保～長崎市所在の神ノ浦港の定期旅客船便(135t)及びカーフェリー便(235t)が寄港する。

### 崎戸港(33° 01' N 129° 34' E) (海図W1230) (JPSTO)

15 **港種** 港則法適用港

**概要** 寺島水道南口西方約3Mにある蛸ノ浦島の西岸にあり、セメント及び製塩工場があり、同工場に2,000t級の船舶が出入港している。内港は三つの支湾に分かれている。

#### 目標

地物名	概位	備考
ホテル	33° 00.3' N 129° 32.7' E	赤茶色の屋根
煙突	33° 01.5' N 129° 34.4' E	赤白

20 **港湾施設** 内港には石炭積出用に使用していた2～5号係船岸壁(長さ90～180m、水深4.5～10m、係船能力1,000～5,000t)がある。また、蛸ノ浦の東側に定期船用の栈橋がある。

**注意** 港内には險礁が多く可航幅も狭いので注意を要する。

**錨地** 外港の錨地としては、鶴埼(33° 01.8' N 129° 33.7' E)と御床《ミトコノ》鼻(33° 00.6' N 129° 32.2' E)とを結ぶ一線上よりもやや東方の水深25m前後の所がよい。御床鼻は容易に視認できる。南方へ流れる下げ潮流には注意を要する。

25 冬季に北西風が強く吹く場合は、蛸ノ浦島南方にある芋島(32° 59.8' N 129° 33.4' E、高さ11m)の東方に仮泊するとよい。また、折瀬ノ鼻(33° 00.1' N 129° 33.8' E)の東方0.7M付近で水深34mの所もよい。

**架橋** 崎戸島東岸から東側の蛸ノ浦島に至る本郷橋(高さ約6m)、福浦内を横断する崎戸橋(33° 01.4' N 129° 34.3' E、高さ約18m)がある。

30 **補給** 清水、燃料油の補給が少量できる。

**海上交通** 友住 {五島列島、中通島北東岸}～佐世保港間のカーフェリー便(194t)が寄港する。

巡視船（115 t）は、池間島灯台（24° 56.2′ N 125° 14.2′ E）と池間島西方灯標（24° 55.6′ N 125° 13.2′ E）を結ぶ重視線上の同立標から約 0.6M 離れた海上から 150° とし、上記水路入口に向かい水路を経て各岸壁に至る。

#### 西方からの針路法

- 5 巡視船（115 t）は、伊良部島を約 1M 離して、ドーム（24° 51.7′ N 125° 17.8′ E、高さ 69m、球形白色）を航進目標として 100° で進み、平良港第 1 号灯浮標（24° 51.5′ N 125° 15.2′ E）及び平良港第 2 号灯浮標（24° 51.6′ N 125° 14.7′ E）が視認できれば、徐々に上記水路入口に向かい水路を経て各岸壁に向かう。

#### 入港上の注意

- 10 1 平良港沖合で、池間島灯台、伊良部島北西端及び伊良部島南東端によって船位を確認し、その確認した船位を基準として次の目標を確認すること。

西平安名岬端（高さ 10m）、伊良部島南東端付近の断がい（高さ 89m）及び同断がい西側の無線塔（24° 49.2′ N 125° 12.8′ E、高さ 153m）、平良港第 2 号灯浮標（最も沖合にある）、平良市街。

- 15 2 さんご礁は暗黒色のものが多く、見張りだけでは発見しにくいので、陸標による船位の確認を励行すること。

**行政指導** 宮古島市では、港内における船舶の安全確保のため外国船舶に対しての指導を実施している。

- 1 係船申請書の入港前 5 日前までの提出及びけい留施設の指定を受けること。（指定場所以外のけい留の禁止）
- 2 入出港時の水先案内人の乗船及び同案内人が操船上、必要と認めた場合のタグボートの配置
- 20 3 「船体保険」「P&I 保険」の両保険に未加船舶の入港禁止
- 4 保険加入書類（日本語に翻訳したもの）の事前提出

#### 港湾施設

名称	概位		長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
第1ふ頭	1号	24° 48.7′ N 125° 16.7′ E	90	3	2,000×1	
	2号		130	7	5,000×1	
	3号		130	6.5	5,000×1	
	4号		90	5	2,000×1	
	5号		90	5.5	2,000×1	
	6号		200	3	2,000×3	
第2ふ頭	2号	24° 48.6′ N 125° 16.6′ E	130	7	5,000×1	
	3号		105	6	3,000×1	フェリー使用
第4ふ頭	24° 48.4′ N 125° 16.4′ E		95	4.5	500×1	
下崎ふ頭	24° 49.3′ N 125° 16.7′ E		170	10	12,000×1	
平良港クルーズ岸壁	24° 48.9′ N 125° 16.4′ E		370	10	140,000GT×1	